

教 育 委 員 会 会 議 提 出 議 案

第 2 6 号

福岡県学校教育情報化推進計画の策定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 2 2 日
教 育 長

(理由)

国の学校教育情報化推進計画の改定に伴い、福岡県学校教育情報化推進計画を策定するもの。

福岡県学校教育情報化推進計画の策定について

教育イノベーション推進課

1 国の学校教育情報化推進計画の改定

学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号。以下「法律」という。）の規定により、文部科学省が令和4年12月に「学校教育情報化推進計画」（以下「国計画」という。）を策定したが、令和8年3月31日に国計画が改定された。

〔国計画の改定概要〕

次の状況を踏まえて、現行の計画に定める基本的な方針は堅持した上で、以下に示すような現在に至るまでの変化を踏まえて、現状の認識や必要な施策をアップデートするもの。

- ・ 学校現場での ICT 環境整備の進展（端末の更新、ネットワーク環境の改善、デジタル教科書の普及等）
- ・ 学校現場での ICT 活用の定着
- ・ 生成 AI の急速な社会への普及

2 本県計画の策定案

法律において、各地方自治体は、国計画を基本として、学校教育情報化推進計画を定めるよう努めることとされており、本県において、「福岡県学校教育 ICT 活用推進方針（小・中学校版）」（令和4年3月策定）及び「福岡県学校教育 ICT 活用推進方針（県立学校版）」（令和4年4月策定）を本県の学校教育情報化推進計画として位置付けた。

国計画の改定とタイミングを合わせて、別添のとおり策定を行いたい。

〔本県計画の策定の概要〕

- （1）県全体として一体的な情報化施策を推進する観点から、別々に運用されている小・中学校版と県立学校版を統合する。
- （2）改定後の国計画と全体の構成を揃えて、生成 AI 活用等の新たに必要とされる記載を追加する。

学校教育情報化推進計画における国と県の整合性

(国)

朱書きは新規事項

学校教育情報化推進計画（国）	
1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	
(1)ICTの効果的な利活用の推進	
(2)情報モラル教育の充実	●
(3)健康面への配慮	
(4)いじめ・自殺・不登校等の対応の充実	
(5)プログラミング教育	●
(6)障がいのある児童生徒の教育環境の整備	
(7)相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保	
(8)日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実	
2 教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保	
(1)学校の教職員の資質の向上	
(2)人材の確保等	
(3)ICT支援員など専門人材による支援	●
3 ICTを活用するための環境の整備	
(1)学校におけるICTの活用のための環境の整備	
(2)教育データの利活用、教育DXの推進	
(3)デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し	
(4)個人情報の保護・情報セキュリティ対策等	
(5)著作権への理解	
4 ICT推進体制の整備と校務の改善	
(1)学習の継続的な支援等のための体制の整備	
(2)情報化による校務効率化	

(県)

矢印：国の新規事項に対応する県の項目

福岡県学校教育情報化推進計画	
第1章 総論	
第2章 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	
(1)ICTの効果的な利活用の推進	
(2)情報活用能力の育成	
(3)健康面への配慮	
(4)いじめ・自殺・不登校等の対応の充実	
(5)障がいのある児童生徒の教育環境の整備	
(6)相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保	
(7)日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実	
第3章 教職員のICTの活用指導力の向上	
(1)学校の教職員の資質の向上	
(2)人材の確保等	
第4章 ICTを活用するための環境の整備	
(1)学校におけるICTの活用のための環境の整備	
(2)教育データの利活用、教育DXの推進	
(3)デジタル教材等の開発及び普及の推進	
(4)個人情報の保護・情報セキュリティ対策等	
(5)著作権への理解	
第5章 ICT推進体制の整備と校務の改善	
(1)学習の継続的な支援等のための体制の整備	
(2)情報化による校務効率化	
第6章 生成AIの利活用について	

改定前後における体系比較

(改定前)

福岡県学校教育ICT活用方針 (県立学校版)	
1	『福岡県学校教育ICT活用推進方針』策定の目的
2	県立学校が育成する『人材』
3	ICT活用推進の目的
4	情報活用能力の育成
	(1) デジタル社会を生き抜く情報活用能力
	(2) 人権感覚に裏打ちされた情報活用能力の育成
	(3) デジタル・シティズンシップの観点を踏まえた情報活用能力の育成
5	ICTを活用した授業改善による学びの質の向上
	(1) ICTを活用した授業改善の姿
	(2) 授業改善のための教材支援
	(3) ICT活用推進のステップ
6	教員のICT活用指導力の向上
	ア ICT活用指導力の把握
	イ ICT活用に係る教員研修の充実
7	特別支援教育におけるICT活用
8	ICT活用に係る生徒・保護者等の理解の促進
9	学校教育ICT活用推進体制
	(1) 県教育委員会の推進体制
	(2) ICT環境の整備・充実
	(3) 各学校でのICT推進体制
10	福岡県立学校ICT活用推進ロードマップ
	・ロードマップ
<ICTを活用した働き方改革>	
	○校務の情報化
	○研修におけるICT活用

福岡県学校教育ICT活用方針 (小中学校版)	
1	『福岡県学校教育ICT活用推進方針』の目的
	【福岡県の学校教育ICT化の進捗状況】
	【学校教育ICT化の進捗に伴う課題】
	【『福岡県学校教育ICT活用推進方針』の目的】
2	ICT活用による「新しい教育」の姿
3	「新しい教育」の実現に向けたステップ
	【教育・学習におけるICT活用の特性・強み】
	【導入期から活用期、そして発展期へ】
4	本県の課題解決を通じた「新しい教育」の実現
	【進捗状況や活用水準の差異への対応】
	【ICT活用による資質・能力の着実な育成】
	【安心・安全にICT活用できる条件の整備】
	【ICTを活用した学校における働き方改革】

県立学校版と小中学校版を統合

(改定後)

福岡県学校教育情報化推進計画	
第1章 総論	
第2章 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	
	(1)ICTの効果的な利活用の推進
	(2)情報活用能力の育成
	(3)健康面への配慮
	(4)いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
	(5)障がいのある児童生徒の教育環境の整備
	(6)相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
	(7)日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実
第3章 教職員のICTの活用指導力の向上	
	(1)学校の教職員の資質の向上
	(2)人材の確保等
第4章 ICTを活用するための環境の整備	
	(1)学校におけるICTの活用のための環境の整備
	(2)教育データの利活用、教育DXの推進
	(3)デジタル教材等の開発及び普及の推進
	(4)個人情報の保護・情報セキュリティ対策等
	(5)著作権への理解
第5章 ICT推進体制の整備と校務の改善	
	(1)学習の継続的な支援等のための体制の整備
	(2)情報化による校務効率化
第6章 生成AIの利活用について	

第1章 総論

I 策定の趣旨

AI時代において、子どもたちには自ら考え課題解決する力が求められている。教育現場の多様で複雑な課題に対応するためには、ICTの活用による教育の質の向上と、誰一人取り残さない学びの保障が不可欠である。

全ての子どもたちが未来を切り拓く力を身に付けられるよう、学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するもの。

II 位置付け

学校教育の情報化の推進に関する法律の第9条第1項に規定する都道府県教育委員会の学校教育情報化推進計画として、国の学校教育情報化推進計画等を踏まえ策定するもの。

III 計画期間

令和8年度～令和10年度

※急速に技術革新が進むICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ適宜見直し

IV 対象

県教育委員会が県立学校の学校設置者の責務として実施する施策等に加えて、市町村教育委員会との連携についても示しており、市町村教育委員会や市町村立学校が実施する施策の参考としていただくもの。

第2章 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

1 ICTの効果的な利活用の推進

- ・児童生徒・教職員が時間や空間にとらわれず、学校の垣根を超えて多様な学びを共有できる仕組みの構築
- ・STEAM教育等の教科等横断的で探究的な学びの実現に向けた取組の推進

2 情報活用能力の育成

- ・先端技術を含む情報技術を効果的に活用できる力の育成
- ・情報社会に主体的に参画できる態度と倫理観の育成

3 健康面への配慮

- ・情報機器の適切な取扱等を示した県独自のワークブック「GIGAワークブックふくおか」の活用推進

4 いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

- ・ICTを活用し、児童生徒のSOSを早期発見
- ・不登校の児童生徒に対する学びの機会の確保・充実

5 障がいのある児童生徒の教育環境の整備

- ・障がいの状態や特性等に応じ、様々な授業等の場における積極的なデジタル学習基盤の活用推進

6 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

- ・オンライン学習による学びの機会の確保・充実

7 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

- ・オンラインを含めた日本語講座の実施や通訳ソフト等による支援
- ・小中学校における支援員の配置や学習支援アプリ導入等への支援

第3章 教職員のICT活用指導力の向上

1 教職員の資質の向上

- ・受講者の意見や先進的な情報技術等を踏まえた研修の改善
- ・学校教育ICT活用推進班の派遣やメルマガ配信による情報の共有・周知

2 人材の確保等

- ・情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置や、ヘルプデスクの設置
- ・県内の先端技術関連企業やその研究機関、高等教育機関等との連携

第4章 ICTを活用するための環境の整備

1 学校におけるICT活用のための環境の整備

- ・ICT機器や通信ネットワークの計画的な整備・更新
- ・安全・安心に利活用できる生成AIサービスの選択

2 教育データの利活用、教育DXの推進

- ・校務系・学習系ネットワークの統合及びデータ連携
- ・DXハイスクール採択校の実践事例や成果の共有

3 デジタル教材等の開発及び普及の推進

- ・紙とデジタルの良さを生かした学びをデザイン

4 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

- ・クラウドサービスやICT教育の推進に対応したセキュリティポリシーの策定
- ・教職員に対する情報セキュリティ対策に関する研修を実施

5 著作権への理解

- ・著作権法と教育目的での利用を理解したICT活用教育の質の向上を推進

第5章 ICT推進体制の整備と校務の改善

1 学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ・情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置や、ヘルプデスクの設置
- ・学校教育ICT活用推進班会議での情報共有・先進事例周知

2 情報化による校務効率化

- ・ロケーションフリーでの校務系・学習系システム接続環境の整備

第6章 生成AIの利活用について

1 基本的な考え方

2 教職員による校務での利活用

3 児童生徒による学習活動での利活用

4 情報セキュリティと著作権への配慮

5 県教育委員会の支援体制

福岡県学校教育情報化推進計画 (案)



令和 8 年 5 月
福岡県教育委員会

第1章 総論

I 策定の趣旨	1
II 位置付け	1
III 計画期間	1
IV 対象	1

第2章 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

I 現状と課題	2
II 基本的な方針と取組の方向性	
1 ICTの効果的な利活用の推進	2
2 情報活用能力の育成	3
3 健康面への配慮	4
4 いじめ・自殺・不登校等の対応の充実	5
5 障がいのある児童生徒の教育環境の整備	5
6 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保	6
7 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実	6

第3章 教職員のICT活用指導力の向上

I 現状と課題	7
II 基本的な方針と取組の方向性	
1 教職員の資質の向上	7
2 人材の確保等	7

第4章 ICTを活用するための環境の整備

I 現状と課題	8
II 基本的な方針と取組の方向性	
1 学校におけるICT活用のための環境の整備	8
2 教育データの利活用、教育DXの推進	9
3 デジタル教材等の開発及び普及の推進	10
4 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等	10
5 著作権への理解	11

第5章 ICT推進体制の整備と校務の改善

I 現状と課題	11
II 基本的な方針と取組の方向性	
1 学習の継続的な支援等のための体制の整備	12
2 情報化による校務効率化	13

第6章	生成 AI の利活用	
1	基本的な考え方	14
2	教職員による校務での利活用	14
3	児童生徒による学習活動での利活用	14
4	情報セキュリティと著作権への配慮	15
5	県教育委員会の支援体制	16

第1章 総論

I 策定の趣旨

現代社会は、AIをはじめとする先端技術の急速な進展により、大きな変革の波の中にあります。国際的な情勢も複雑化し、未来を見通すことが困難な時代において、子どもたちが自ら考え、学び、協働しながら課題を解決する力を育むことが求められています。

一方で、教育現場では、不登校や日本語指導が必要な児童生徒の増加、教職員の業務負担の増大など、多様で複雑な課題が顕在化しています。これらの課題に対応するためには、ICTの活用による教育の質の向上と、誰一人取り残さない学びの保障が不可欠です。

福岡県では、こうした状況を踏まえ、デジタル学習基盤を積極的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指す教育の情報化を推進します。教職員の働き方改革にもつながる環境整備を進め、子どもたちと向き合う時間の確保と教育の質の向上を図ります。

本計画は、全ての子どもたちが未来を切り拓く力を身に付けられるよう、学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

II 位置付け

本計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県学校教育情報化推進計画として、国の学校教育情報化推進計画等を踏まえ策定するものです。

III 計画期間

令和8年度から令和10年度までの3年間とします。ただし、急速に技術革新が進むICT分野の特性を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

IV 対象

県教育委員会が県立学校の学校設置者の責務として実施する施策等に加えて、市町村教育委員会との連携についても示しており、市町村教育委員会や市町村立学校が実施する施策の参考としていただくものです。

第2章 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

I 現状と課題

- GIGA スクール構想により実現した、子どもたちの1人1台端末の環境を生かし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、子どもたちが自ら進んで学習する自律的な学習者となり、自由な発想でICTを活用し、発見した課題を主体的に解決する探究的な学びの推進が求められています。
- 近年急速に進化する生成AIなどのテクノロジーを児童生徒がツールとして使いこなし、才能を開花させる教育が重要であり、学校における生成AIの利活用はそのための助けとなり得ます。
- 一方で、ICT機器の長時間使用による児童生徒の視力への影響、SNSの普及や生成AIの飛躍的な発展によるネットトラブルや人権侵害等のリスクが増大しています。「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）や「刑法」など、法的な対策も強化されつつあります。情報社会の特性を理解し、自分自身で的確に判断する力の育成が喫緊の課題です。
- また、不登校、病気療養中、日本語指導が必要な児童生徒、障がい種別や特性に応じた対応など、多様な状況にある児童生徒が増加しており、個々のニーズに応じたICTを活用したきめ細かな支援が求められています。
- このような状況において、児童生徒一人一人の状況に応じた学びを充実させるとともに、ICTを活用した安全で効果的な学習環境を整備し、予測困難な時代を生き抜くための資質・能力を育むことが学校教育に求められています。

II 基本的な方針と取組の方向性

1 ICTの効果的な利活用の推進

基本的な方針

- 児童生徒・教職員が時間や空間にとらわれず、学校の垣根を超えて多様な学びを共有できる仕組みの構築を図ります。
- STEAM教育等の教科等横断的で探究的な学びの実現に向けて、効果的にICTを利活用するための取組を推進します。

取組の方向性

- 1人1台端末を活用し、児童生徒の興味・関心や個々のニーズに応じた多様な学びの機会を創出します。
- 各教育事務所の学校教育 ICT 活用推進班指導主事と連携し、各市町村・各学校への伴走支援を図るとともに、学校教育の情報化を推進します。
- 効果的な ICT の利活用について、福岡県重点課題研究指定・委嘱事業の成果を周知します。

2 情報活用能力の育成

基本的な方針

- 児童生徒の発達段階や各教科等の特性を踏まえ、教科等横断的な視点から情報活用能力を段階的に育成します。
- 問題解決に向け、事象を情報として捉え、先端技術を含む情報技術を効果的に活用できる力を育成します。
- 法規を遵守すること、情報モラルを養うこと及び情報セキュリティを確保することを通して、情報社会に主体的に参画できる態度と倫理観を育成します。
- AI の仕組みや特徴を正しく理解し、批判的思考力をもって情報を評価・活用するとともに、倫理的判断に基づいて安全かつ創造的に対話する力を育成します。
- 学校の教育活動全体を通じて、人権教育の視点を踏まえた情報モラル教育を実施し、人権感覚に裏打ちされた情報活用能力を育成します。

取組の方向性

- 情報活用能力を各教科等のみならず、探究的な学びを支え、駆動させる基盤として適切な学習場面で育成を図ります。
- 「情報Ⅰ」を情報に関する資質・能力を育む中核科目と位置付け、情報の科学的な理解に裏打ちされた情報活用能力を、全県的な視点から計画的に育成します。
- デジタル学習基盤や生成 AI を安全・安心に利活用するためのガイドラインを定め、県教育委員会情報セキュリティポリシーに則り適切に指導します。
- 情報活用能力向上事業における推進市町村の取組（授業動画、全体計画等）をホームページで公開し、県内に周知します。

- 情報モラルについて、活用型情報モラル教材「GIGA ワークブックふくおか」の活用を推進します。
- 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」や学校で活用できる教材等の情報提供を通じて、各市町村・学校の情報モラル教育を支援します。
- 教職員自身がインターネットに関する人権問題への理解を深め、児童生徒に適切に指導できるよう基本研修等の充実を図ります。

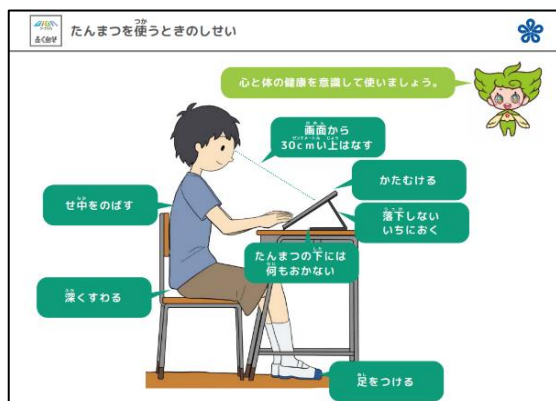
3 健康面への配慮

基本的な方針

- 児童生徒が日常的に目の健康を守る生活習慣を身に付けることを促進するとともに、目の不調や変化を早期に発見し、適切な対応ができる取組を進めます。

取組の方向性

- 端末を使うときの姿勢や端末使用に係る健康チェック表といった情報機器の適切な取扱等を示した活用型情報モラル教材「GIGA ワークブックふくおか」をホームページで公開し、活用を推進します。
- 健康診断により状況を把握し、結果に応じて眼科受診を推奨するとともに、日常的な健康観察により必要に応じて健康相談や保健指導等を行います。
- 学校環境衛生基準に基づき、教室や黒板の照度を測定し、目に負担のない環境かどうかを確認しながら、室内の環境整備に取り組みます。



けんこうチェック表		けんこうチェック表	
チェックこう目		当てはまるものをえらびましょう	「いつも」や「ときどき」をえらんだらへ
目の じょうたい	1 目がつかれる。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	ときどき目として、目を閉ませましょう。まばたきをするようにしましょう。 ・し方が悪かった（前より目に く）と感じたら、ほけん の先生やおうちの人にそ うだんしましょう。
	2 目がチカチカする。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	
	3 長時間でいると涙や分泌物が多くなる、ぼやけてくる。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	
きん肉や かんせつの じょうたい	4 すわっているときに、せなかがい たい。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	体をほぐすストレッチをしましょう。（かたを 回す・くっしんをする・せのびをする） ・よくしなやかに使えましょう。 ・しょうじょうがつらい時には、ほけんの先生や おうちの人にそ うだんしましょう。
	5 すわっているときに、こしがい たい。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	
	6 かたがこる。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	
ストレスの じょうたい	7 うでがつかれる、いたみがある。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	ねる前には、遠い光を出す電子機器（ケー タイ・スマホ・タブレット・パソコンなど）を 使わないようにしましょう。 電子機器（ケータイ・スマホ・タブレット・パ ソコンなど）を使う時間を少なくしましょう。 しょうじょうがつらい時には、ほけんの先生や おうちの人にそ うだんしましょう。
	8 ねむれない。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	
	9 イライラする。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	
	10 集中できない。	☐ いつも ☐ ときどき ☐ ない	

「GIGA ワークブックふくおか」

4 いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

基本的な方針

- ICT を活用し、児童生徒の SOS を早期発見するための取組を推進します。
- 不登校の児童生徒に対する学びの機会の確保・充実を図ります。

取組の方向性

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるために、1人1台端末を使用した相談体制を充実させます。
- 自宅等に通信環境がない県立学校児童生徒に対し、オンラインで学習できる環境を提供します。
- 問題行動等の未然防止の取組として、FF 調査（ファクトファインディング調査）を活用した効率的・効果的かつ組織的な教育相談体制の構築を推進します。
- 市町村の教育支援センターや民間団体と連携し、学校や教育支援センターにおいてオンラインによる授業配信や、カウンセリング等の支援を推進します。
- 「早期アプローチによる不登校児童生徒支援事業」の「長期欠席予測シート」を活用し、不登校兆候の児童に対するアプローチのプロセスを示し、不登校対策を小学校の段階で早期に行います。

5 障がいのある児童生徒の教育環境の整備

基本的な方針

- 児童生徒の障がいの状態や特性等に応じ、様々な授業等の場においてデジタル学習基盤の積極的な活用を推進し、教育活動の更なる充実を図ります。

取組の方向性

- 児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた好事例の収集と各学校への最新の情報提供並びに研修会等における普及を図ります。
- 障がいによる学習上又は生活上の困難さの改善・克服、並びに教科指導の効果向上及び情報活用能力の育成を図る視点から ICT の利活用を推進することで、障がいの特性に応じた教育を充実させます。

6 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

基本的な方針

- ICT を活用したオンライン学習により、児童生徒に寄り添う質の高い教育を提供し、学びの機会の確保・充実を図ります。

取組の方向性

- 1人1台端末を活用したオンライン授業の実施やデジタル学習基盤の活用等、様々な教育機会を提供し、相当の期間学校を欠席する児童生徒一人一人の状況に応じた学びを充実させます。
- 自宅等に通信環境がない県立学校児童生徒に対し、オンラインで学習できる環境を提供します。【再掲】
- 市町村の教育支援センターや民間団体と連携し、学校や教育支援センターにおいてオンラインによる授業配信や、カウンセリング等の支援を推進します。【再掲】
- 不登校児童生徒や病気療養児等、学校で学びたくても学べない児童生徒に対し、オンライン学習を実施した場合の、一定の要件の下での出席扱い及び学習の成果の評価への反映を可能とするための必要な情報提供や助言を行います。

7 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

基本的な方針

- 日本語指導を必要とする児童生徒へのきめ細かい支援や、一人一人の状況に合わせた学びの機会の充実を図ります。

取組の方向性

- 県立学校では、オンラインを含めた日本語講座の実施や通訳ソフトの活用等による支援を行います。
- 市町村立学校における支援員の配置や学習支援アプリの導入等を支援します。

第3章 教職員の ICT 活用指導力の向上

I 現状と課題

- 1人1台端末の整備が進み、ICT活用指導力は全ての教職員に求められるようになりました。福岡県教育職員育成指標にも「ICTや情報・教育データの利活用」が設定され、研修等を通じてその向上を図っています。
- 学びの質を一層高めるためには、ICTを活用したこれからの授業の在り方を教職員間で共有することが不可欠です。それに加え、教育データの分析から導かれる効果的な指導方法や、新しい技術を活用した指導方法に関する研修を引き続き企画・実施し、教職員の指導力を一層向上させる必要があります。
- 加えて、学校現場での生成AIの効果的な利活用のためには、教職員がその仕組みや特徴を理解し、AIリテラシーを習得することが不可欠です。
- 今後の学校教育の情報化推進には、学校を支える人材の確保と質の向上が喫緊の課題となります。

II 基本的な方針と取組の方向性

1 教職員の資質の向上

基本的な方針

- 教職員が自らの知見とデジタルの力をかけ合わせて教育の質を向上させるために、学ぶことができる環境を整備します。
- 学校教育 ICT 活用推進班を中心に、市町村間・学校間での進捗状況や活用水準の差異の改善に努めます。

取組の方向性

- 県立学校の教育の情報化推進主任研修について、受講者の意見や先進的な情報技術等を踏まえた改善を図ります。
- 市町村が実施する各研修会等への学校教育 ICT 活用推進班の派遣やメルマガ配信による情報の共有・周知を図ります。

2 人材の確保等

基本的な方針

- ICTを活用した学びを推進するため、外部人材による助言や支援が受けられる体制を整備します。

取組の方向性

- 県立学校に対し、教職員の ICT の利活用をサポートする情報通信技術支援員（ICT 支援員）の配置や、技術的な問合せへの対応を行うヘルプデスクなどの支援体制の整備を進めます。
- 県内の先端技術関連企業やその研究機関、情報・先端技術教育に力を入れている高等教育機関等と連携を図ります。

第 4 章 ICT を活用するための環境の整備

I 現状と課題

- これまで県立学校においては、1 人 1 台端末を整備するほか、統合型校務支援システムやデジタル採点システム等、学校における様々な場面において、児童生徒の学びを支え、校務効率化を図るシステムを導入・活用してきました。
- 一方、授業や校務における ICT 活用が進むことにより、教育データやデジタル教材の利活用が一層進むことが想定され、データ通信量の増加や新たなシステムの管理・運用負荷等が生じています。より一層の ICT 活用に向けて、引き続きネットワーク環境の最適化に取り組んでいく必要があります。
- さらに、安全・安心な ICT 活用のため、児童生徒の個人情報の適正な取扱いや情報セキュリティの確保が不可欠です。また、先端技術教育の推進や教育の質の向上が期待される教育データの利活用に向けた取組も重要となります。
- 今後、教育効果の最大化を目指し、教職員の指導力と ICT を融合することで、児童生徒一人一人の可能性を引き出すため、デジタルを活用した学びに取り組める ICT 環境を整備していくことが求められます。

II 基本的な方針と取組の方向性

1 学校における ICT 活用のための環境の整備

基本的な方針

- 県立学校において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る上で必要不可欠な学習基盤である ICT 環境を着実に整備します。同時に、教育的ニーズや校務の効率化を踏まえたより最適な ICT 環境の在り方について検討を進めていきます。

- 県立学校では、単なる技術の導入にとどまらず、生成 AI やビッグデータといった先端技術の利活用を前提とした環境を整備します。また、災害や感染症等の場合においても ICT を活用し、学びが継続できる環境を整備します。

取組の方向性

- 県立学校において、児童生徒 1 人 1 台端末の活用状況や通信環境の安定性等を踏まえ、ICT 機器や通信ネットワークを計画的に整備・更新します。
- 国の ICT を活用した教育に関する最新の動向や他県の先進的な取組を参考に、将来の学びの形に対応できる最適な ICT 環境の整備を進めます。
- 安全・安心に利活用できる生成 AI サービスを選択します。

2 教育データの利活用、教育 DX の推進

基本的な方針

- 県立学校に次世代校務 DX 環境を整備し、教職員の働き方改革や効果的な教育活動を推進します。
- 高等学校 DX 加速化推進事業（以下「DX ハイスクール」という。）によって整備された環境、実践事例を県全体の教育資源として活用し、県内全域の教育 DX を推進していきます。

取組の方向性

- 県立学校において、教師の柔軟な働き方を実現するため、ロケーションフリーでの校務系・学習系システム接続環境を整備します。
- 県立学校において、教育データの利活用による効果的な指導や学校経営の実現に向けた、校務系・学習系ネットワークの統合及びデータ連携を行います。
- DX ハイスクール採択校の取組の実践発表、各学校のホームページ等への掲載等により実践事例や成果について、広く情報を共有します。



DX ルーム(小倉商業高校)



農業用ドローン(嘉穂総合高校)

3 デジタル教材等の開発及び普及の推進

基本的な方針

- 教育課程全体・授業全体として、紙の良さに加えてデジタルの良さも生かし、リアルな活動も適切に組み合わせて学びをデザインすることを推進します。

取組の方向性

- デジタル教科書を含むデジタル教材等、ICT を活用した授業づくりについて、学校教育 ICT 活用推進班を中心とした支援を継続します。

4 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

基本的な方針

- 校務の情報化や教育活動におけるクラウドツールの利活用等に伴う情報漏えい防止のため、県教育委員会情報セキュリティポリシーの定期的な見直しと厳守の徹底、また、教職員への情報モラル研修の充実を図ります。
- 教職員及び児童生徒が安全・安心に ICT を利活用できるよう、個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティ対策に取り組めます。

取組の方向性

- クラウドツールの活用や ICT の効果的な利活用の推進に対応したセキュリティポリシーを策定します。
- 県立学校教職員に対する情報セキュリティ対策に関する研修を実施します。
- 県立学校のクラウド環境を前提とした教育情報ネットワークにおいて、強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策の導入を検討します。

5 著作権への理解

基本的な方針

- 著作権法の基本原則と教育目的での利用範囲を理解し、ICT を活用した教育の質の向上につなげます。

取組の方向性

- 教科「情報」などの各教科や「総合的な探究の時間」、学校行事等における創作・発表活動を通した生徒への指導を実施します。
- 学校全体の著作権に関する理解を促進するため、県立学校を対象とした「副校長・教頭 ICT 研修会」や「教育の情報化推進主任研修会」を実施します。

第5章 ICT 推進体制の整備と校務の改善

I 現状と課題

- 本県においては、「福岡県教育委員会学校教育情報化推進本部」を設置し、学校教育 DX 化を迅速かつ円滑に推進しています。
- これまで、スキルや役割に応じた複層的な教育職員研修や、ICT に関する先進的な取組の情報収集・発信等を実施してきました。
- 今後、ICT を活用した学びを一層推進するため、関係機関等による更なる連携を図る必要があります。
- また、県立学校では、平成 29 年度から校務用ネットワークと学校ポータルサイトを整備し、スケジュール共有や施設予約、校内連絡に活用しています。さらに、令和 3 年度からは統合型校務支援システムを導入し、児童生徒の出席・成績・通知表・進路情報を一元化することで、教師の業務負担軽減を図っています。
- 教師の長時間勤務は改善傾向にあるものの、依然として時間外在校等時間の上限を超える教師が多数存在しており、学校の働き方改革を一層推進していく必要があります。

Ⅱ 基本的な方針と取組の方向性

1 学習の継続的な支援等のための体制の整備

基本的な方針

- ICT を活用した学びを推進するため、外部人材による助言や支援が受けられる体制を整備します。【再掲】
- 本県における推進体制を継続し、市町村間・学校間での進捗状況や活用水準の差異の改善、ICT を活用した校務改善に努めます。

取組の方向性

- 県立学校に対し、教職員の ICT の利活用をサポートする情報通信技術支援員（ICT 支援員）の配置や、技術的な問合せへの対応を行うヘルプデスクなどの支援体制の整備を進めます。【再掲】
- 学校教育 ICT 活用推進班会議における情報共有を行い、先進事例の情報収集及び周知を図ります。

福岡県教育委員会学校教育情報化推進本部

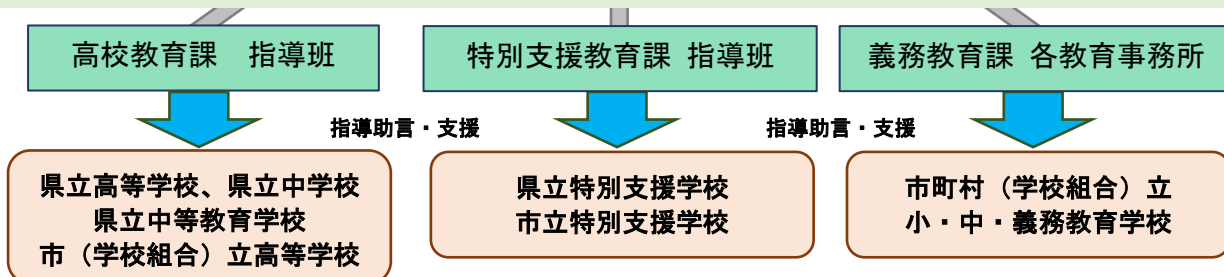
本県公立学校教育の情報化を迅速かつ円滑に推進するため、本方針に基づく施策・取組の推進・調整・フォローアップ等の取組を行う。

（構成） ○本部長 副教育長 ○副本部長 教育監、教育総務部長、教育振興部長
○本部長 教育イノベーション推進課長、高校教育課長、義務教育課長、特別支援教育課長、人権・同和教育課長、福岡県教育センター担当部長

学校教育 ICT 活用推進班

本県の学校教育における ICT 活用を着実に推進するため、庁内関係所属の連携の緊密化を図る。

（構成）教育イノベーション推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課、各教育事務所



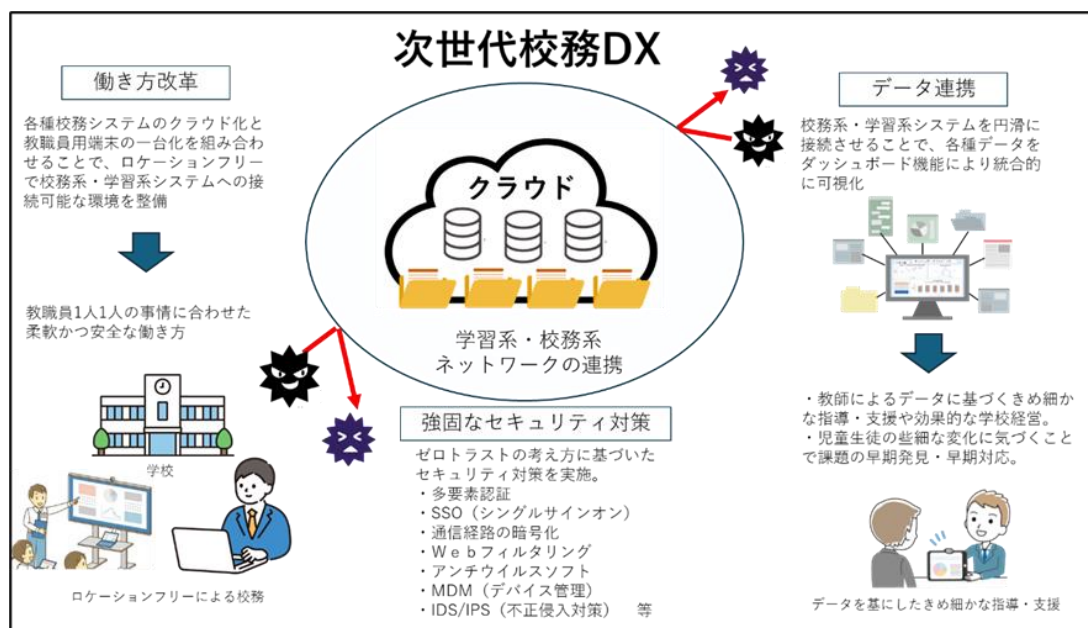
2 情報化による校務効率化

基本的な方針

- 県立学校に次世代校務 DX 環境を整備し、学校の働き方改革や効果的な教育活動を推進します。【再掲】

取組の方向性

- 県立学校において、教師の柔軟な働き方を実現するため、ロケーションフリーでの校務系・学習系システム接続環境を整備します。【再掲】
- 県立学校において、教育データの利活用による効果的な指導や学校経営の実現に向けた、校務系・学習系ネットワークの統合及びデータ連携を行います。【再掲】



第6章 生成 AI の利活用

1 基本的な考え方

生成 AI 技術を、人間の能力を補助・拡張し、可能性を広げる有用な道具として位置付け、次の2点に基づいて利活用を推進します。

- 人間中心の原則

生成 AI の出力はあくまでも参考の一つであり、常に最適解であるとは限りません。最終的な判断は人間が行い、その成果物に対して自らが責任を持つことを基本姿勢とします。

- 情報活用能力の育成

生成 AI の利用は、それ自体を目的とするのではなく、学習指導要領に示される資質・能力の育成に寄与するかを吟味して実施します。実体験を通じた学びと ICT の効果的な利活用とのバランスを重視し、児童生徒の情報活用能力を総合的に高めることを目指します。

2 教職員による校務での利活用

校務の効率化と質の向上を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間をより多く創出するため、生成 AI の利活用を推進します。利用に当たっては、次の事項を遵守します。

【遵守事項】

- 重要情報の入力禁止

成績情報、個人情報（氏名、写真、動画等）、未公開情報、機密情報等の外部に漏えいしてはならない情報をプロンプトに入力しないこと。

- 利用環境の限定

教育委員会が定めた環境で利用すること。

3 児童生徒による学習活動での利活用

児童生徒による生成 AI の利活用は、発達段階や情報活用能力の育成状況を考慮し、教職員の適切な指導の下で段階的に実施します。利用する際は、次の3点を前提とします。

【利用の前提条件】

- 事前学習の実施

生成 AI の基本的な仕組み、メリット・デメリット、情報の真偽を確かめる方法（ファクトチェック）等を事前に学習します。生成 AI が生成する情報が必ずしも正確ではないこと、偏りを持つ可能性があることを理解させます。

- 保護者への周知と理解

学習活動における生成 AI の利用目的を保護者に事前に周知し、理解を得ます。

- 不適切な利用の防止と指導

宿題、レポート、コンクールへの応募作品等として、AI による生成物をそのまま提出する行為は、自己の学びを阻害する行為として禁止します。児童生徒には、生成 AI はあくまで「補助ツール」として活用し、最終的には自己の判断や考えが重要であることを指導します。

また、近年の生成 AI の急速な普及による「ディープフェイク」被害が深刻化していることから、児童生徒の情報リテラシー向上とともに、人権感覚の育成に取り組みます。

4 情報セキュリティと著作権への配慮

生成 AI の利用に当たっては、次の点に十分配慮し、適切な運用を徹底します。

- 情報セキュリティの確保

教育委員会の情報セキュリティポリシーを遵守し、入力した情報が AI の学習データとして再利用されない設定のサービスを推奨します。

- 利用規約の確認と遵守

生成 AI ごとに定められた利用規約（対象年齢、利用目的の制限、生成物の権利帰属、データ保持ポリシー等）を事前に確認し、これを厳守します。

- 著作権保護

授業の過程における利用（著作権法第 35 条に定める要件を満たす場合）を除き、学校ホームページへの掲載や外部コンテストへの応募等、公衆への発信や商業的利用が伴う場合は、生成 AI が学習した元データや生成されたコンテンツの著作権者に許諾が必要となる可能性がある点に留意します。生

成 AI を利用して作成したコンテンツについては、その旨を明記し、出典を明確に示すよう指導します。

5 県教育委員会の支援体制

県教育委員会は、生成 AI の安全かつ効果的な利活用を推進するため、次の支援を行います。

● 利用環境の整備

安全性が確保され、教育現場での利用に適した生成 AI の利用環境を順次整備し、各学校が利活用を判断するための指標（チェックリスト）を提供します。

● 研修の充実

教職員の AI リテラシー（生成 AI を適切に理解し、利活用のための知識・スキル等）向上を目的とした研修や、先行事例等の共有を図りつつ、実践的な利活用を支援します。

